

## 総務常任委員会

開催日	令和6年12月11日
時間	午前9時30分～午前10時12分
場所	委員会室
出席議員	伊藤嘉起、土本千亜紀、天野武藏、高橋哲生、岡山克彦 松川秀康、浅妻奈々子
欠席議員	なし
出席理事者	永田市長 葛谷副市長 河口企画部長 岩田総務部長 飯田危機管理部長 三輪会計管理者 吉田監査委員事務局長 林企画部次長兼企画政策課長 檜本総務部次長兼総務課長 辻総務部次長兼収納課長 舟橋危機管理部次長兼危機管理課長 岡田人事秘書課長 沢田企業誘致課長 服部財政課長 所財政管理課長 酒井税務課長 平野会計課長 木全監査課長 神野企画政策課課長補佐 山口企画政策課課長補佐 杉原総務課課長補佐 山下財政管理課課長補佐 渡邊人事秘書課係長
関係職員	後藤議会事務局長 鹿島議会事務局次長兼議事調査課長 速水議事調査課主任
議案又は協議事項	1. 総務常任委員会付託案件
備考	傍聴者 0名

( 時に午前9時30分 開会 )

総務常任委員会委員長 (伊藤嘉起君)

ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

去る9日の本会議において、総務常任委員会に付託されました事件について審査いたします。

総務常任委員会の所管は、企画部、総務部、危機管理部、会計課、監査委員及び他の常任委員会の所管に属さない事項としての議事調査課です。

この後、審査を行うわけですが、質疑者あるいは答弁者は必ず挙手をしていただき、指名の後、名前を名乗ってから質疑あるいは答弁を行っていただくようお願いをいたします。

また各委員の質疑におかれまして、簡明で議題の範囲を超えない発言となるように心がけていただき、御自身や他の委員の質疑が終了した後、関連質問を行う場合はその旨を宣言し、内容が逸脱しないようにしてください。

なお、発言が明白な錯誤、趣旨不明瞭、不適切と判断した場合は、委員長におきまして議事整理を行う場合もありますので、御承知おきください。

最初に、議案第54号「清須市市政推進委員及び副市政推進委員設置条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

榎本総務部次長。

総務部次長兼総務課長 (榎本雄介君)

総務課、榎本です。議案第54号について御説明をいたします。それでは、タブレットのmoreNOTE設定を2画面表示にさせていただき、市長提出議案等の5ページと説明資料の4ページを御用意ください。議案の5ページです。

議案第54号、清須市市政推進委員及び副市政推進委員設置条例の一部を改正する条例案。

上記の議案を提出する。

令和6年12月2日提出。清須市長、永田純夫。

提案理由です。この案を提出するのは、花咲地領ブロックを構成する西枇公団の廃止を契機に自治会の設置や廃止に関する情報を遅滞なく発信するため、規定を整備する必要があるためです。

一番はねていただきまして、6ページを御覧ください。

清須市市政推進委員及び副市政推進委員設置条例の一部を改正する条例案。

清須市市政推進委員及び副市政推進委員設置条例の一部を改正する条例。

清須市市政推進委員及び副市政推進委員設置条例の一部を次のように改正する。

第1条の改正は、町内会等を自治会に改めるという文言の整理です。

第2条の改正は、見出しを含み、町内会等を削る文言の整理です。

別表の改正は、今、提案理由でも説明いたしましたが、自治会の設置や廃止に関する情報を遅滞なく発信するため、別表から「町内会等名」の欄を削ります。

今後はブロックを構成する自治体の認定基準等を規定した要綱の別表にブロック名及び自治会名を規定し、あわせてホームページでも自治会に関する情報の発信を速やかに行います。

附則です。この条例は公布の日から施行する。

議案第54号の説明は以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

御苦労さまです。以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

委員長より質問がありますので、副委員長に委員長の職務を委ねます。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

副委員長の土本です。これより暫時、委員長の職務を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは質疑を受けます。

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

では失礼します。これは条例改正の中で、町内会という言葉が、これで多分全ての条例から消えるということになると思うんですけど、こちらに書いてあります町内会等の「等」というのは何を指していたのか。今度は自治会等にはならないわけですよ。自治会になるんですよ。この「等」の説明をお受けしたいと思います。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

榎本総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（榎本雄介君）

ここは、町内会等には逆に自治会が入っております。

以上でございます。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

せっかくの機会ですからお伺いしますが、自治会というのは市のほうに、市が認めている地域であるというふうに条例上認識してるわけですが。例えば、自治会には直接活動に対する依頼とか補助金というのは行かないと思うんですよね。ブロックに対する活動補助金というのは地域のブロックで全て使うようにということの御指導がなされておると思うんですが、地域によっては、ブロック内の地域活動を認めておるといような形で、町内会に件数分というか、世帯数分を案分しておるといところもあるようにお伺いするんですが、市のほうはこの自治体に関して、例えば宗教的なものに対しては予算を町内会から出しているところについても、自治会としては認められているんですよね。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

榎本総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（榎本雄介君）

自治会として認めている、いないというのはその宗教行為をやっているからということではなく、補助金に対して宗教等については支出はしておりません。

以上です。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

市が認める自治会そのものは、例えば町内会費をそのようなものに充てていても、市は自治会としては認めるといことで、よろしいですか。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

榎本総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（榎本雄介君）

自治会の活動で詳細については市は関与しておりません。

以上です。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

先日の本会議でもあったんですけど、一般質問の中で。今、子ども会の加入率がかなり低下してる地区もあるというようなお話を伺ってますと、将来的に自治会の加入率も現在でも下がりつつあるとは思いますが、この清須市は、比較的周りの自治体に比べて加入率が高いということだったんですけど、これが動き出しますと結構早い段階から加入率というのは減ってくるような、そんな傾向にあるとは思いますが、その辺を見定めた上で、今後のブロックの運営というのは、この自治会頼りでよろしいのかということと、もう一点は、自治会に対して、自治体の集合体のブロックに対して補助金は出してるんで、ブロック全体で使ってくださいという形なんですけど、世帯数で渡してるという意味では、預かったほうは町内会に自治会に入ってみえない人に対する対応をそれぞれのやり方で、苦慮している部分があると思うんです。

私どもの地域でも、いかに市から頂いた全体に使わなあかんという意味の補助金を、加入してみえない方にどうやってお知らせして事業を進めていくんだということが毎回ちょっと問題になるわけですけど、その辺について所見があればお伺いしたいと思います。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

檜本総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

今、様々な問題というか課題が自治会にあるということは認識しております。そういったところから、他市町の状況については常に研究をしているところでございます。

一番のところは担い手不足という原因でございしますが、これは全国、少子高齢化ということでございまして、こういったことを見越して、まず清須市ではブロック制を敷いてきたという経緯がございします。比較的、委員がおっしゃったとおり比較的この辺りで加入率が高いというものが近年、このブロック制が成果を上げているというところは認めているところでございしますので、ただ将来的には当然減っていくということも考えております。この両面からも決して油断することなく、次の手を打っていくということは研究を続けていきたいと思っております。

またその補助金の分配方法につきまして、これも大変苦慮していると。加入していないところについても、何らかの形で使役をお願いしなければいけないのかなというようなことで御相談はございしますが、これについても様々なやり方がその自治会内にありますので、御相談を受けた段階では、いい方向に行くようにと。ほかの自治会のやり方等についても私ども把握をしておるも

のですから、そういったことをアドバイスをさせていただいております。

以上です。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

アドバイスをさせていただいているということなんですけど、自治会の集合体としてのブロックの中においては、自治会に参加してみえない方にまで啓発する必要は別に、市のほうとしてはお願いはしたいんだけど、自治会としてはそこら辺はあまり考えなくてもいいのかな。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

檜本総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

考えなくていいというような断定的なことは、市としては方向性は持っておりません。当然にしてという言い方もおかしいかもしれませんが、やはり市としては、母集団としては非常に大切なものだと思っておりますので、何らかの形で関わっていただきたい、加入していただきたいという方向性を持っております。

以上です。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ありがとうございます。最後に、例えば自治会には参加していないんだが、ブロックの役員はやりたいといったときには、どのような手段でやれるようなんですか。できないならいいんですよ。自治会の加入者でないと役員になれないというのならいいんですけど。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

檜本総務部次長兼総務課長。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

申し訳ございません。そういった事例等、想定されておりませんので、今ここで正解という形かどうかというのは私も自信がないのですが、基本的には加入している自治会からの選出ということをお願いをしているはずです。

以上です。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

伊藤委員。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ありがとうございました。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

以上で伊藤委員の質疑を終わります。これにて私の委員長の職務を終了し、伊藤委員と交代いたします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

今いろいろ伊藤委員から質問をされて、私も見直してちょっと理解が不足しているところがあるのでお尋ねしますけども、町内会等を自治会に改めるということは、これによって何が変わるんですか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼総務課長（榎本雄介君）

総務課、榎本です。現在私どもが作成する資料としましても、自治会という名前を使わせていただいたり、町内会という名前を使わせていただいております。この名称につきましては、各自自治会の経緯もございますので、町内会という名前を使っていようが、自治会という名前を使っていようと、これは同一に当然取り扱っております。ただ私どもの取扱いといたしまして、混在した資料をお出ししたり、いろんな基本的な基礎計画の中でも混在しているという状態が散見されますので、この機に私ども行政側の呼び名、名称といたしまして自治会に統一をさせていただきました。

以上でございます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

市からの呼び名を統一したということで、現場のいわゆる我々は町内と言うんですけど、そこは何も変わらないという理解でいいですね。

それと、別表が前は「町内会等名」ということで、町内会の名前が入っていると思うんですが、それは今回削ったということですね。これによって何か変わることはあるんですか。こうした意図とかいうのを教えてください。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

今回、西枇公団が解散するというのを契機に整備をさせていただいておるんですが、今回のような議案や自治会の例えば名称が変わるとか、新たに加入するとか、そういった場合に条例上に規定されているものですから、議決を経ないと効力を発しないという形になってくると思います。こうなってきますと非常にタイムラグが大きく、ある意味、ちょっと不利益が生じるという可能性も出てきますので、この機に整理をさせていただいたということでございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

理解しました。そうすると、それぞれがブロックがどういった範囲だとかというのが、ブロックのほうも認識があると思うし、市のほうも認識があると思います。それというのは、今後こういうところへ出していないけれども、何かそういうことが不明確になったりはしないですか。ここに書かないといけない。大丈夫ですか。問題は起きないのかな。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

総務部次長兼総務課長（檜本雄介君）

要綱を作成しておりまして、ブロックを構成する自治会の認定基準等を規定した要綱の中の別表に落とさせていただきまして、より詳細な形で記載をさせていただきますので、改めてまたホームページのほうでも皆さんの目に見える形で周知をさせていただく予定にしております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

私が心配していたことは何も心配ないと分かりました。ありがとうございました。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

よろしいですか。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ほかに質疑もないようですので、これで質疑を終了し、議案第54号「清須市市政推進委員及び副市政推進委員設置条例の一部を改正する条例案」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。よって、議案第54号「清須市市政推進委員及び副市政推進委員設置条例の一部を改正する条例案」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号「清須市基本構想の策定について」を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

林企画部次長兼企画政策課長。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

企画政策課長の林です。議案第60号について御説明します。

タブレットのmoreNOTEの設定を2画面表示のまま、市長提出議案等の21ページと議案第60号別冊、清須市第3次総合計画基本構想（案）を御覧ください。

議案です。議案第60号、清須市基本構想の策定について。別冊のとおり清須市基本構想を策定することについて、清須市基本構想の策定等を議会の議決すべき事件とする条例の規定により議会の議決を求める。

令和6年12月2日提出。清須市長、永田純夫。

提案理由。この案を提出するのは、令和7年度からの市行政の総合的かつ計画的な運営を図るための基本構想を策定するため必要があるからです。

主な内容を説明します。別冊基本構想（案）の1ページをお願いいたします。

清須市の基本理念につきましては、これまでの本市の考え方や、大切にしてきた理念を継承しつつ、近年の行政課題や今後の本市を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、より清須らし

さを発揮していくため、安心・快適・魅力・はぐくみの四つをまちづくりの基本理念に掲げます。

3 ページをお願いします。

清須市の将来像につきましては、これまでの第2次総合計画で掲げた将来像を継承することを基本としつつ、先ほど申し上げた四つの基本理念を基に、まちに関わる全ての人々の思い、つながりを「はぐくみ」、地域全体が活気に満ちた「魅力」のあふれる都市を実現できるよう、第3次総合計画の将来像を「水と歴史に織りなされた安心・快適で魅力あふれる“はぐくみ都市”」とすることとします。

4 ページをお願いします

行政運営の方針につきましては、今後一層厳しさを増すことが予想される本市の行財政運営を取り巻く状況の中で、より一層、市民のニーズに応じていくための取組を進めていくために、1、総合計画に基づく行政運営の推進、2、持続可能な財政運営の推進、3、効率的で質の高い行政運営の推進、これら三つを行政運営の方針と定めます。

5 ページをお願いします。

7つの政策につきましては、目指す将来像の実現に向けて、各分野で取り組むまちづくりの目標として、次の七つを掲げます。

政策1、安全で安心して暮らせるまちをつくる。これにより、防災・減災対策を強化するとともに、誰もが安心して暮らすことができるまちを目指します。

政策2、子どもの笑顔があふれるまちをつくる。これにより安心して結婚・出産・育児ができる環境づくりを推進し、子どもたちの成長を地域全体で見守ることができ、子どもの笑顔があふれるまちを目指します。

6 ページをお願いします。

政策3、誰もが健やかにいきいきと暮らせるまちをつくる。これにより、市民のこころとからだの健康を守ると同時に、人々の暮らしを地域全体で支え、誰もが健やかに自分らしくいきいきと暮らすことができるまちを目指します。

政策4、便利で快適に暮らせるまちをつくる。これにより、名古屋大都市圏に位置する本市の強みと豊かな水辺空間を生かしながら、市民の生活基盤を固めるとともに、環境保全に資する取組を推進することで、利便性に優れ、自然と調和した快適に暮らすことができるまちを目指します。

政策5、魅力に満ちた活力のあるまちをつくる。これにより、豊かな歴史的資源を生かして、

観光誘客を促進するとともに、市内産業の振興を図り、魅力に満ちた活力のあるまちを目指します。

7ページをお願いします。

政策6、豊かなところとからだをはぐくむまちをつくる。これにより、誰もが生涯にわたり、生きがいを持って自分らしく生活することができる豊かなところとからだをはぐくむことができるまちを目指します。

最後に、政策7、関わる人々の思いを大切にすまちをつくる。これにより、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進等に積極的に取り組むとともに、地域や官民といった枠組みを超えた多様な主体との連携を深めていくことなどを通じて、市に関わる人々の思いを大切にし、ともに作り上げるまちを目指します。

これら七つを施策の方針として掲げることといたします。

議案第60号の説明は以上です。御審査のほどよろしく申し上げます。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある委員は挙手をお願いいたします。

高橋委員。

高橋哲生委員

今回、基本理念に新たに「はぐくむ」という言葉が出てきまして、すごく深い意味があると思うんです。議案質疑でも加藤議員からそういうのがあったんですけど、せっかくなので市長から「はぐくみ」というワードに、市長が込めた思いがあれば、ぜひ御披露いただければと思います。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

永田市長。

市長（永田純夫君）

今回で3回目の計画の改定になるわけですが、今までは最初の10年、第2期は8年だったですけれども、18年間の期間をかけて、これから3回目、これから10年ということですが、基本の部分は清須市が進めている基本の部分、「安心」と「快適」ということは大きくは変わっていないと思うのですが、この18年で大きく変わったのは、人口減少と子どもまんなか社会への転換、それからDXだと思ってしまうんですけども。

特に子どものことに関しましては、清須市は日本全体から見れば、まだ子どもの減少はそれほ

ど大きくはないです。それでもこれからどんどん少子化は進んでいくと思います。それに対するためには、やっぱり子どもを社会の前面に出して進めていく必要があるということから、4月には「はぐくみ宣言」を行ったんですけれども、そういうことも含めて子どもに対する施策、それから次世代を担う人材も含めて、地域のみんなでつながりを持って育んでいくといったことを中心につくったところでございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

高橋委員。

高橋哲生委員

ありがとうございます。これは「はぐくみ」というところで、2ページで3項目書いてあって、1番は今言われた子どものことと、2番はこれは多分、生涯学習とかそういう意味に捉えたんですけど、人を育てていくということですね、全世代。三つ目が、市民や企業との連携だとか、地域のつながり、地域に対する愛着を育む。こういったいろんな意味を込めて、「はぐくむ」ということを考えられたんだと思いますけど、ぜひ大変深い意味があるワードだと思います。

育みというのは、何か鳥が雛を育てるという意味があるそうですね。羽で覆って、大切に大切にすることなので、市民への愛情だとか、まなざしだとか、そういったことが特にこれから大切にされていくというふうを受け止めますので、ぜひこういった崇高な理念を看板倒れにならないように推し進めていただきますようお願いいたします。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ほかに質疑のある委員の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ないようですので、これで質疑を終結し、議案第60号「清須市基本構想の策定について」を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。よって、議案第60号「清須市基本構想の策定について」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第61号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第5号）案」、総務常任委員会所管分を議題といたします。

当局からの説明を求めます。

岡田人事秘書課長。

人事秘書課長（岡田善紀君）

人事秘書課長、岡田です。私からは、議案第61号について、総務常任委員会所管分を一括して説明させていただきます。

それでは、タブレットのmoreNOTEの設定を1画面表示にさせていただき、令和6年度一般会計・特別会計補正予算書及び説明書の4ページを御覧ください。

はじめに、第2表、債務負担行為補正です。一番上、西枇杷島庁舎等解体事業は、令和6年9月末をもって、西枇杷島市街地住宅居住者の退去が完了したことから、耐震性が確保されていない西枇杷島庁舎等の解体設計等を行うため債務負担行為を設定するもので、期間は令和6年度から令和7年度まで、限度額は5,302万4,000円です。

つぎに、歳入を御説明いたします。

8ページ、9ページをお願いいたします。

最後の段、1行目、18款寄附金、1項寄附金、2目ふるさと寄附金、補正額7,000万円の増額、1節ふるさと寄附金です。

歳入につきましては以上です。

続きまして、歳出を御説明いたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額55万3,000円の増額、2節給料から4節共済費までです。

続きまして、その下の段、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額1,250万6,000円の増額、1節報酬から8節旅費までです。

4目会計管理費、補正額2万6,000円の増額、3節職員手当等及び4節共済費です。5目財産管理費、補正額1億4,855万6,000円の増額、1節報酬から24節積立金までです。

説明欄を御覧いただきまして、財政調整基金費1億5,515万5,000円の増額は、本補

正における収入超過分の調整です。福祉基金費5万円の増額は、指定寄附による積立てです。本補正後のそれぞれの基金の現在高は、財政調整基金が24億786万5,000円。福祉基金が3,228万5,000円です。

6目企画費、補正額3,461万7,000円の増額、7節報償費から12節委託料までです。説明欄を御覧いただきまして、企画費の増額は、元気な清須ふるさと応援費として、ふるさと寄附金の増収見込みに伴う経費の増額です。10目交通防犯対策費、補正額4万9,000円の減額、1節報酬です。

一番下の段、2項徴税費、1目税務総務費、補正額1,071万円の減額、1節報酬から8節旅費までです。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。

上から2番目の段、6項監査委員費、1目監査委員費、補正額10万円の増額、2節給料から4節共済費までです。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。

最後の段、9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費、補正額248万7,000円の減額、2節給料から4節共済費までです。4目防災対策費、補正額29万4,000円の減額、1節報酬から8節旅費までです。

総務常任委員会所管分の説明は以上です。御審査のほどよろしく願いをいたします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

御苦労さまです。以上で説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある委員の挙手を求めます。

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。元気な清須ふるさと応援費のところでお聞きをしたいと思います。

これはふるさと納税が多分たくさん納税されたということの経費に係るものだと思うんですけども、もう少し詳しく教えていただければと思います。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

企画政策課、林です。こちらについては議員おっしゃるとおり、ふるさと納税が令和6年10

月末の実績について前年度の同時期比で約136%と増えております。今後の見込みといたしまして、今年度末のふるさとの寄附金を2億8,000万円と見込みまして、そちらに係る経費の増額補正ということになります。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。ありがとうございます。具体的にこの商品が一番出るというようなことがもし分かれば、教えていただけますか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

今のふるさと納税の傾向としていたしまして、物価高騰によりまして、そちらの節約志向ということで、ふだんは高級なものを頼むようなところから、日常使いのものが増えてきているところになります。そういった中で、やっぱりキリン製品、清須市は返礼品として取り扱っておりますので、そういったところから日常で消費されるようなものが特に人気を集めておりまして、やはりキリン製品が返礼品の中で大半を占めるということになってきます。ビールと特にチューハイなんですけども、缶チューハイにつきましては、ほかの自治体であまり取扱いがない。工場との関係がございますので、取扱いがない返礼品となっておりますので、そちらのほうが人気を集めているという状況になります。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。たくさん清須市に納税をしていただいているのはすごくありがたいお話ですし、あともう一点、ちょっとホームページを見させていただいたんですけれども、新しく返礼品として、令和5年ぐらいからだと思うんですけど、P a y P a yの取扱いもあるんですけど、こういうのもやっぱり増えているんですか。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

こちらのP a y P a y 商品券というものを返礼品で取り扱っています。こちらは商品券を市内の飲食店など、そういったところで使えるものとなっておりますので、例えば返礼品の内容としてまだ特に決めてないとか、そういったところでは商品券の選択をいただけるということになっています。こちらも徐々にですけども、増えてきておりまして、市内の店舗等で使っているという状況になります。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。今の時代に合った返礼品の一つだなというふうに感じましたし、またこのふるさと納税も年々すごく納税額も増えていきますし、一つちょっと疑問に思うのが、この時期に大体少しづつ補正予算でかかる経費を補正予算で上げられてるんですけど、当初の予算で大体これぐらい税金が頂けるといふ、なかなか計算とか難しいのかもしれないんですけど、その辺は予算を組まれたときにもう少し上乘せということはどうのように考えられてされているのかだけ、最後にお聞きします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

企画部次長兼企画政策課長（林智雄君）

当初予算の組み方につきましては、基本的には前年度の実績であったりとか、その傾向で組んでおります。ただ先ほど今の国全体のふるさと納税の傾向といたしまして、節約志向によるふるさと納税の利用者が増えてきているというところがあります。ただ、こちらはなかなか予想を立てるところが難しい部分がありますので、伸びもかなりのものがあります。その部分、ちょっと想定をすることが基本難しいところになりますので、前年度の実績をベースに当初予算を組んでいるところでございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

土本委員。

総務常任委員会副委員長（土本千亜紀君）

土本です。よく分かりました。またたくさん納税していただけるように、またよりよい返礼品になるよう、よろしくをお願いします。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ほかに質疑がある委員の挙手を求めます。

天野委員。

天野武藏委員

天野でございます。債務負担行為のところの西枇杷島庁舎の解体事業です。6年から1年間で5,300万円となっておりますが、この西枇杷島庁舎というのは、今URの中の2階、1階ですか。あの辺のことかなと思うんですが、それか全体のことですか。解体は。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

財産管理課長（所邦治君）

財産管理課、所です。こちらのほうは庁舎、旧の西枇杷島庁舎と、会館、西枇杷島会館、それと上の居住部分ですね、URの部分。それと、あと浄化施設がございます。そちらになります。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

天野委員。

天野武藏委員

URの部分も全部こちらのほうの企画で解体するという認識なんですかね。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

財産管理課長（所邦治君）

解体の設計でございますので、今回の債務負担で組まさせていただいたのは、この設計業務とアスベスト等の調査、それといわゆる解体設計に伴う発注者支援等がこの5,300万円の中に入っております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

天野委員。

天野武藏委員

ちょっと勉強不足でお聞きしたりするんですけど、あそこはURと割合で負担するというのではなくて、全てこちらのほうですということ。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

財産管理課長（所邦治君）

双方の負担になっております。面積で、例えば庁舎のほうは、庁舎建物のほうは面積按分、浄化施設のほうは、人槽割合、建設当時の人槽割合で協定が含まれております。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

天野委員。

天野武藏委員

そういう割合で。それと解体が進むということになると、あそこは土地をもう少し掘らないといけなと思うんですけど、昔のことで聞いたところによると、西枇杷島のああいう池みたいなところだったみたいなところで、埋めたときに、ガラなんかをすごく埋めてあるというようなことを聞いたりするんですけど、そういう調査はこれから、もしガラが出てきたら全部処分しないといけなないので。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

当局、答弁。

財産管理課長（所邦治君）

私も異動してまいりまして、西枇杷島庁舎の前のどういう状態だったかということをお聞きしまして、何かガラとかいろいろな廃棄物が入っているということも聞いております。今後出てきたときも、そういうものが出てきたときのことも含めて、今回どういうふうにやっていくのかという設計でございます。

以上です。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

天野委員。

天野武藏委員

ありがとうございます。そんな形でやっぱりいろいろきちっとした、先ほど言われたような、面積とか人槽割とかいろんな負担をきちっとしていただければ結構だと思います。よろしくお願いします。

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ほかに質疑のある委員の挙手を求めます。

（ 「なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ないようですので、これで質疑を終結し、議案第61号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第5号）案」、総務常任委員会所管分を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

< 挙 手 全 員 >

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

ありがとうございます。

全員賛成でございます。よって、議案第61号「令和6年度清須市一般会計補正予算（第5号）案」、総務常任委員会所管分は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました事件についての審査は終了いたしました。

なお、従来どおり常任委員会の閉会中の継続審査を議長に申し出ることには御異議ございませんでしょうか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

異議なしと認め、閉会中の継続審査の申出書を議長に提出いたします。

また、委員長報告の作成や委員長報告の内容等につきましては、委員長に一任していただくことに御異議ございませんでしょうか。

（ 「異議なし」 の声あり ）

総務常任委員会委員長（伊藤嘉起君）

異議なしと認め、そのように決定をいたします。

これをもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。

早朝から大変お疲れさまでございました。

（ 時に午前10時12分 閉会 ）

清須市議会委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和6年12月11日

総務常任委員会委員長 伊藤嘉起